

全弓連発第 23-140 号
平成 24 年 3 月 5 日

関係各位

公益財団法人 全日本弓道連盟
会 長 石 川 武 夫



密猟された猛禽類（希少野生鳥獣）の羽根を使用した矢羽の件

全日本弓道具協会からの連絡によりますと、同協会では、密猟により猛禽類を捕獲した者が、その羽根を使用した矢羽を販売している事実を確認し、会員各店に対し、このような矢羽を取り扱わないよう指導をしてきたが、その後も、同人らは矢羽の販売を継続しているとのことです。

そもそも密猟は、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に違反する違法な行為です。また、ここで密猟の対象となっている猛禽類の多くは、「ワシントン条約（「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」）」及び「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」において、これを捕獲することやその羽根などを取引すること（無償引渡しを含む）が禁止されているものです。

全日本弓道連盟といたしましては、法律の遵守という見地からも、自然環境の保護という見地からも、このような違法行為は到底看過できないものであると考えております。

関係各位におかれましては、このような違法行為により入手された矢羽やそのような疑いのある矢羽につきましては、一切お買い求めにならないようご注意くださいよう、お願いいたします。

以上